

# 入札説明書

奈良県立医科大学新キャンパス造成工事

工第03-2号

令和3年6月

公立大学法人奈良県立医科大学法人企画部新キャンパス・施設マネジメント課

# 入 木 説 明 書

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式の資格を有する建設業者 2 者、 3 者又は 4 者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）のいずれもが次に掲げる条件を全て満たし、かつ、入札公告第 3 に定める入札参加申込書の提出をし、入札公告第 3 に定める技術提案書の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者のみが、この工事の入札に参加することができます。ただし、共同企業体構成員は、 2 以上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできません。

(1) 共同企業体構成員の出資比率は、 2 者の場合はいずれも 30 %以上、 3 者の場合はいずれも 20 %以上、 4 者の場合はいずれも 15 %以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率であること。

(2) 共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日建技術コンサルタント 奈良営業所

所在地 奈良県奈良市鳥見町一丁目 16 番 14 号

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」といいます。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成 30 年 6 月 7 日以降に、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体構成員として工事を契約し、かつ、過去 2 か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱

要領」に定める対象工事における食と農の振興部の平均値、水循環・森林・景観環境部の平均値、県土マネジメント部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。) が 75 点未満の場合は、その工事が完成し、かつ、引渡しが完了していること。ただし、共同企業体構成員に対象となる工事実績がない場合は、75 点以上とみなします。

ヶ 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たしていること。

(ア) 代表者

a 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における土木一式工事の総合評定値が 1,200 点以上であること。

b 次の条件を全て満たす主任（監理）技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で 1 名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。

(a) 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者であること。

(b) 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあっては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日において有効期限内の土木工事業の「監理技術者資格者証」及び競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前 5 年以内に講習の課程を修了した者であることを確認できる「監理技術者講習修了証」（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるものを含みます。）の交付を受けている者であること。

(イ) (ア)以外の共同企業体構成員

a 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。

b 次の条件を全て満たす主任技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で 1 名配置できること。

(a) 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として 1 名配置できること。なお、現場代理人、主任（監理）技術者は、これらを兼ねることができます。

(4) 第 2 に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有していない者でこの公告に係る入札に参加しようとするものは者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒 634-8521 奈良県橿原市四条町 840 番地

奈良県立医科大学法人企画部財務企画課会計係（大学本部棟 3 階）

電話番号 0744-22-3051（代）内線 2284

## 2 入札参加申込書の作成・提出について

(1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

(2) 入札参加申込書は様式 S0 により作成してください。

(3) 入札参加申込書については、郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

### 3 技術提案書に関する事項

(1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

|                        | 評価項目                          | 評価内容                                                                                                                                                                          |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術提案に係る<br>項目<br>(54点) | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目①<br>(6点) | 本工事では、大規模な敷地造成工を行うことから、盛土工の品質確保について、「技術提案箇所図1」において実施する対策について具体的な工夫（材料に関する提案を除く。）を提案・実施する。ただし、提案内容は、技術提案箇所全てに共通して実施する対策とする。                                                    |
|                        | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目②<br>(6点) | 本工事で施工する擁壁工の一部及び調整池Cにおいて、地盤改良を行うことから、地盤改良工の品質を確保するため、「技術提案箇所図2」において実施する対策について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は、擁壁工及び調整池Cに共通して実施するH≤2.0mの浅層混合処理に関する対策とし、工法変更に関する提案を除く。                  |
|                        | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目③<br>(6点) | 本工事で施工する地下式調整池における雨水貯留槽（流出抑制枠）のひび割れを防止するため、「技術提案箇所図3」において型枠の設置時からコンクリート打設完了時までの間（養生期間は除く）に実施する対策について具体的な工夫（調整池A、C、Dに共通して実施する対策とする。コンクリートの配合及び施工時期に関する提案を除く。）を提案・実施する。         |
|                        | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目④<br>(6点) | 本工事では、開発道路、付替道路、場内通路については、路線バス等の大型車両の通行が想定されることから、アスファルト舗装（表層）の耐久性を確保するために、「技術提案箇所図4」において実施する対策について具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は、開発道路、付替道路、場内通路の車道に共通して実施する表層に関する対策とし、材料に関する提案は除く。 |
|                        | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目⑤<br>(6点) | 本工事で施工する駐車場は、計画勾配が小さく、雨水等が滞留しないよう整備することが重要であることから、「技術提案箇所図5」における計画高さ、勾配を確保するための具体的な工夫（1号駐車場及び2号駐車場に共通して実施する対策とする。）を提案・実施する。                                                   |
|                        | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目⑥         | 本工事では、約2万m <sup>2</sup> のグラウンド舗装を行う予定であり、グラウンドの快適な利用のた                                                                                                                        |

|  |                         |                                                                                                                                              |
|--|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | (6点)                    | めには、上層からの荷重を分散して路床に伝達する路盤の品質確保が重要となることから、「技術提案箇所図6」のグラウンド舗装における路盤工の品質を確保するために具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は路盤における提案に限るものとし、材料に関する提案は除く。            |
|  | 社会的要請の対応に関する項目①<br>(6点) | 本工事では、主に市道慈明寺町・四条町線からの工事用車両の出入りを想定していることから、「技術提案箇所図7」における『工事用車両出入口』箇所において昼間工事施工中に実施する一般通行車両に対する安全対策について、具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導警備員に関する提案を除く。 |
|  | 社会的要請の対応に関する項目②<br>(6点) | 本工事では、一般家屋が近接しており、施工に際し騒音による周辺環境への影響が懸念されるため、周辺環境への負荷（騒音）を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。                                                             |
|  | 社会的要請の対応に関する項目③<br>(6点) | 本工事では、大規模な造成工事を行う予定であり、粉塵の発生が予想されることから、周辺環境への負荷（粉塵）を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、運搬経路、一般通行車両及び歩行者通行区間にに対して実施する対策を除く。                            |
|  | 配置予定技術者の技術提案に対する理解度     | 主任技術者・監理技術者（JVの場合は構成員全員）の技術提案の記載内容に対する理解度（ヒアリングで聞き取り）                                                                                        |

## （2）評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準のとおり。

## （3）技術提案に関するヒアリング

技術提案書の提出があった者に対して、ヒアリングを行います。

- ア 日時及び場所 入札参加者ごとに別途通知（郵送）します。
- イ 出席者 共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者  
ヒアリングに出席していない配置予定の技術者は、原則として配置技術者になれません。
- ウ 出席にかかる費用 提出者の負担とします。

## （4）技術提案書の提出者に対する適否の通知

技術提案の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに郵送により通知します。

## （5）技術提案の適否に対する理由の説明

入札参加を認めない旨の通知を受けた者は、入札公告第3で指定する期日までに入札公告第3に指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

## （6）（5）により説明を求められたときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

#### 4 技術提案書の作成等

- (1) 技術提案書の提出は、書留郵便に限ります。この場合において、封筒の表に『<共同企業体名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「技術提案書在中」』を朱書きし、公立大学法人奈良県立医科大学法人企画部新キャンパス・施設マネジメント課長あてとして入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようしてください。
- (2) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 技術提案書等提出書は様式7により作成してください。
- (4) 技術提案については様式(8-6①から8-7③の所定の様式)に記載してください。  
評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数を超えて記載されている場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。
- (5) 競争入札参加資格確認資料のうち特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書(様式S2)、参考様式で示す共同企業体の代表者に対する委任状及び配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(S6)は、技術提案書に同封の上、提出してください。
- (6) その他
- ア 提出された技術提案書及びその添付書類(以下「技術提案書等」といいます。)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された技術提案書等は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等の提出期限後における再提出は認めません。  
なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したものののみを審査の対象とします。
- エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

#### 5 競争入札参加資格の確認

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第1の6で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出してください。

|      |                                                                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象書類 | <ul style="list-style-type: none"><li>・競争入札参加資格確認申請書(様式S1-2)</li><li>・特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書(様式S2)</li><li>・設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面(様式S3-2)</li><li>・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式S6)</li><li>・現場代理人報告書(様式S8)</li></ul> |
|      | 上記様式に添付すべき書類の写し                                                                                                                                                                                                    |
| 提出方法 | 持参                                                                                                                                                                                                                 |
| 提出先  | 15のとおり                                                                                                                                                                                                             |

|                |       |
|----------------|-------|
| 作成・提出に係る<br>費用 | 申請者負担 |
|----------------|-------|

※ 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書（様式S 2）及び共同企業体の代表者に対する委任状は、技術提案書に同封の上提出してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式S 1－2により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（エ）のとおりとし、次に従い作成してください。

なお（イ）と（ウ）については、共同企業体構成員ごとに作成してください。

(ア) 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書

申請する共同企業体構成員の数に応じて、様式S 2に記載してください。また、参考様式で示す共同企業体の代表者に対する委任状を添付してください。

(イ) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告第2の2に定める設計業務受託者との関連及び経営事項審査の結果を様式S 3－2に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

(ウ) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

配置予定技術者の資格及び従事経験を様式S 6に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（裏面含む）及び同申請書の提出日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることが確認できる監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は添付は不要です。）を添付してください。

(エ) 現場代理人報告書

入札公告第2の3に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S 8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

## 6 入札の手続

(1) 入札書は、工事費内訳書を記載、添付の上、郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

(2) くじをする場合は入札公告第3に記載の場所で行います。

- (3) 入札書は、入札公告第3に記載の場所に到達したことをもって提出されたものとします。
- (4) 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。  
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。
- (7) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

## 7 入札保証の納付等

この工事の入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程（以下、「契約規程」といいます。）第4条第2項第1号から第6号までに掲げるもの（以下「国債その他の有価証券等」といいます。）の提供又は銀行若しくは理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除きます。）をいいます。以下「銀行等」といいます。）の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、次のア) 又はイ) に該当する者は入札保証金の納付を免除します。

ア) 保険会社との間に公立大学法人奈良県立医科大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ) 過去2年間（平成30年度及び令和元年度）に国、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

なお、入札保証金の納付の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和3年8月31日（火）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除きます。）に、郵送（書留郵便に限ります。）又は持参により提出（提出先は、入札公告第3の入札参加申込書の送付先と同じ。）し、確認を受けなければなりません。内容確認後、提出された書類が原本の場合は、返却します。

ウ) 入札保証保険契約書

エ) 種類及び規模を同じくする工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」登録されている場合は、「竣工事カルテ受領書」。

登録されていない場合、あるいは「竣工事カルテ受領書」では、工事内容等が確認できない場合は、工事内容が確認できる契約書（受注形態が共同企業体の場合は協定書を含む。）、設計図及び仕様書等。

### （1）入札保証に係る書類の提出

ア 提出期間 令和3年6月23日（水）から令和3年8月31日（火）の午後4時まで  
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除きます。)

イ 提出場所 15に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によります。

(ア) 持参による場合

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）。

(イ) 郵便による場合

郵便は書留郵便に限ります（期限までに到着したもののみ有効とします。）。

封筒の裏に『<共同企業体名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「入札保証に係る書類在中」』を朱書きし、公立大学法人奈良県立医科大学法人企画部新キャンパス・施設マネジメント課長あてとしてください。

(2) 入札保証に係る書類の作成等

ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるようによく<工事名>及び<工事番号>の両方を記載するようにしてください。また、<共同企業体名称>も記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和3年9月2日（木）までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更を一切認めません。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

|                      |     |                        |
|----------------------|-----|------------------------|
| 1 未納付であると認められる場合     | (1) | 入札保証の全部又は一部が納付されていない場合 |
|                      | (2) | 他の工事の入札保証である場合         |
|                      | (3) | 入札保証が特定できない場合          |
| 2 書類に記載すべき事項が欠けている場合 | (1) | 入札保証の記載が全くなない場合        |
|                      | (2) | 押印が欠けている場合             |
|                      | (3) | 様式を満たしていない場合           |
| 3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) | 発注者名に誤りがある場合           |
|                      | (2) | 入札案件名に誤りがある場合          |
|                      | (3) | 納付者名に誤りがある場合           |
| 4 その他未納付又は書類に不備がある場合 |     |                        |

(3) 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

15に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所

定の手続きに日を要しますので、令和3年8月23日（月）までに連絡してください。

#### (4) その他

落札者が契約を締結しない場合には、契約規程第17条の規程に基づき、入札に係る損害賠償を求めるものとします。

### 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 契約規程第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (5) 競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

### 9 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。くじは、入札公告第3に記載の場所で行います。

ただし、落札者の決定については一時保留し、技術提案書の確認及び競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、後日、その結果を閲覧に供します。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

(3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類の開札の日の翌日(その日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日)の午前9時から正午までの間に15に定める場所へ提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となります。

(4) (1)にかかわらず、次に該当する者が、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は失格となります。

・平成30年6月7日以降に、県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間(調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。)の工事成績評定点の平均値(「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。)が75点以上の者で、その工事の完成・引渡しが完了していない者。

## 10 工事費内訳書に関する事項

- (1) 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「共同企業体名称」、「所在地」、「商号又は名称」、「工事番号」、「工事名」及び「工事場所」を記載する必要があります。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いないように作成してください。
- ア 工事費内訳書を提出しない場合
- イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「入札書記載金額」欄に記載された額とが異なっている場合
- ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
- エ 工事費内訳書において示された各項目の金額を記載していない場合
- オ その他記載内容に不備がある場合

## 11 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。

## 12 入札の中止

この入札手続執行途中で、発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

## 13 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者（共同企業体としてこの工事の入札に参加する者にあっては、共同企業体構成員のうち1者以上）が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 14 技術者の配置

落札者は5の（2）のイの（ウ）で定める資料に記載した配置予定技術者（当該書面を複数名分提出した場合においてはそのうちの1名。共同企業体構成員ごとに各1名。）をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡退職等の特別な場合に限ります。

## 15 関連情報を入手するための照会窓口

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 新キャンパス・施設マネジメント課  
キャンパス整備推進係

電話 0744-22-3051 (内線2802)